

重要なお知らせ

一般社団法人日本溶接協会 東部地区溶接技術検定委員会



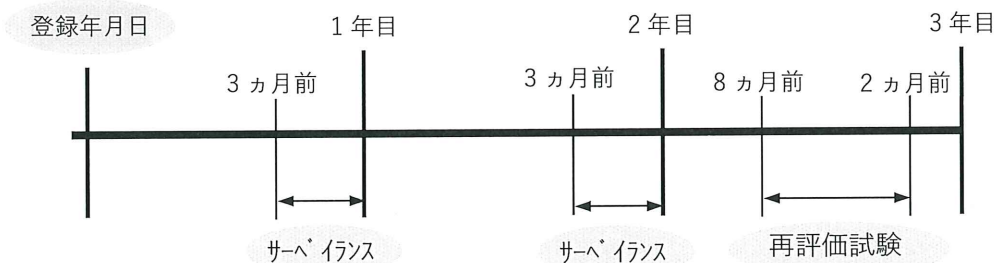
「適格性証明書」をご送付いたします。この証明書の有効期間は1年です。

今後、サーベイランス（オンラインでの手続き）に合格することで有効期間を1年ずつ2回まで延長できます。有効期間満了3ヵ月前に皆様へサーベイランス案内をお届けしますので、延長をご希望の方は必ず有効期間満了までに申請してください。

サーベイランス案内をお届けするため、住所や所属先等に変更があれば必ず手続きしてください。また、有効期間満了間際になってもサーベイランス案内が届かない場合は、上記の地区溶接技術検定委員会に必ずお問合せください。有効期間満了までにサーベイランスの申請がない場合は、理由によらず資格は失効となります。

さらに有効期間の延長をご希望の場合、再評価試験（実技試験）に合格することで、資格の更新ができます。再評価試験は有効期間の満了する8ヵ月前から2ヵ月前の間に受験しなければなりません。

溶接技能者資格の有効期間延長の流れ



【注意】

2022年4月1日から全国で溶接技能者試験のWeb申込み(e-Weld)を開始しております。

詳細は、e-WeldのHP(<https://www.e-weld.jwes.or.jp/wo/>)をご参照ください。

- ・サーベイランス対象者、再評価試験対象者はEメールでのご案内になります。

【お知らせ】

2024年7月下旬以降に発行する適格性証明書カードの仕様が変わります。仕様が変わったカードは、強く擦ったり洗剤などで洗ったりした場合、印字が薄くなったり消えてしまう場合があります。また、テープなどが表面に付着すると粘着成分がカード面に強く残る場合がございます。使用や保管にあたってはくれぐれもご注意ください。

誤って上記のような行為などで印字が見えなくなり再発行を希望される場合でも、手数料が発生しますのでご了承ください。

以上